

福祉事務所の中核機関としての役割及び体制・業務の見直し

－新たな包括的相談支援体制における中核機関の集約－

衣 笠 秀 一

The Reconsideration of the System and Operations of the Welfare Office and Its Role as a Core Institution: Integration of Core Institutions in a New Comprehensive Consultation Support System

Hidekazu Kinugasa

Abstract: Currently, the establishment of a new core institution with comprehensive consultation support system that operates across different fields of welfare is being considered. However, at the moment, there are several institutions with similar functions in each field. This paper suggests integrating these institutions under the welfare office while reconsidering its system and operations, in order to solve such coexistence that is prone to be redundant, so as to effectively utilize limited human resources and to respond to each case more smoothly.

Key Words: welfare office, comprehensive consultation support, self-support counseling agency, children's family support bases, public assistance

要旨: 現在、福祉分野を横断する新たな包括的相談支援体制の構築やそのための中核機関の整備が検討されているが、各福祉分野では、類似の機能を有する福祉事務所、自立相談支援機関、市区町村子ども家庭総合支援拠点という包括的相談支援の中核機関が存在する。

本稿では、それらの並存を解消し、人的資源の有効活用や円滑な事例対応等を図るため、福祉事務所の下でこれらの機関を集約するとともに、サービス・相談支援の担い手の多元化を踏まえ、福祉事務所について、外部機関との連携・調整の機能強化など体制・業務の見直しを図るべきであること等を明らかにしている。

キーワード: 福祉事務所、包括的相談支援、自立相談支援機関、市区町村子ども家庭総合支援拠点、生活保護

I 問題の所在及び本研究の目的

現在、福祉分野を横断する形での全世代・全対象型の包括支援体制の実現のため、市町村を基礎とする新たな包括的相談支援体制の構築に向けた議論・取組が行われている¹⁾。その新たな包括的相談支援体制の中核機関（以下「新たな中核機関」という。）は、典型的には生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関とすることが想定されている²⁾が、現段階では、総合相談支援を業務とする福祉事務所や、児童福祉分野で包括的相談支援を担うものとして創設された市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「子ども支援拠点」という。）との関係性等は特に示されていない状況にある。

福祉事務所を巡っては、これまでその外部に地域包括支援センターなど各種の専門分化した相談支援機関が創設されてきたが、現在進められている新たな包括的相談支援体制の構築は、こうした施策の流れを巻き戻し、福祉事務所とは別に、改めて分野横断での総合的な相談支援機関を創設する動きであると言えることができる。また、子ども支援拠点は、子どもとその家庭や妊産婦等を対象とするものであるが、原則市町村域を単位とする包括的相談支援体制の中核機能を果たすことが想定されており³⁾、新たな中核機関と類似の機能を有している。

このように、福祉事務所、自立相談支援機関、子ども支援拠点、新たな中核機関はそれぞれ包括的相談支援体制における中核的役割を果たす機能を有しているため、それらの関係性等が整理されないことで、人的資源の効率的活用や事例対応等に問題が生じるおそれがあると考えられる。

本稿では、このような問題意識から、新たな包括的相談支援体制においては、福祉事務所にこれら類似の機関を集約することが望ましいと考え、今後の方向性等を論じることとした。

具体的には、まず福祉事務所の創設及び見直しの経緯、各福祉分野で行われてきた包括的相談支援体制構築の動向、特に自立相談支援機関及び子ども支援拠点の内容や福祉事務所との関係性の議論、新たな包括的相談支援体制構築の方向性等を整理・概観し、その上で、包括的相談支援を担う中核機関の集約に向けた福祉事務所活用のあり方・課題等を明らかにしていくこととした。

II 新たな包括的相談支援体制とは

新たな包括的相談支援体制に向けた取組の発端は、厚生労働省が平成27年9月に取りまとめた「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」（以下「福祉ビジョン」という。）⁴⁾にある。福祉ビジョンでは、地域包括ケアシステムでの包括的支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させた新たな地域包括支援体制の確立を目指すこととしている。また、その実現のため、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者・世帯に対し、相談支援を分野横断的かつ包括的に提供する「新たな包括的な相談支援システム」が必要となるとしている。同ビジョンでは、この包括的な相談支援は、具体的には、①相談受付の包括化、②適切なアセスメントと支援のコーディネート、③ネットワークの強化と関係機関の連携に至る一貫したシステム、④必要な社会資源の開発とされる。本稿における包括的相談支援体制とは、これらの機能を持つ相談支援システムと概ね同じ意味

で用いることとする。

Ⅲ これまでの包括的相談支援体制の構築に向けた経緯

これまで包括的な相談支援の中核となる機関としては、その一定の役割を担うものとして福祉事務所が存在してきた⁵⁾が、その後、福祉サービスの提供システムが措置制度から利用契約に基づくものに変化し、さらには、高齢者福祉分野において特に市町村域よりも身近な地域で地域包括支援センターを拠点とする地域包括ケアシステムの構築が進められる中、福祉事務所の役割も変貌してきた。また、近年は、特に市町村域を単位とする生活困窮者自立支援制度での自立相談支援機関や児童福祉分野での子ども支援拠点の創設、公的支援を「縦割り」から「丸ごと」に転換すること等を内容とする地域共生社会実現に向けた検討が進められているなど、福祉事務所を巡る状況は大きく変化している。

このⅢでは、福祉事務所の創設・見直しの主な経緯、包括的な相談支援体制構築に向けた近年の動向や福祉事務所との関係等について整理・概観することとしたい。

1 福祉事務所の創設・見直しの主な経緯

福祉事務所は、第二次世界大戦後に旧生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の福祉三法が制定された後、1951（昭和26）年に制定された社会福祉事業法（現社会福祉法）により創設された。それ以前には、木村⁶⁾によれば、福祉三法の施行事務に携わる有給専門職員として社会福祉主事が設置されていたが、社会福祉主事が適正に活動するためには、実務に熟達した査察指導を行う職員による特殊・高度な知識技術をもって常時指導することができる体制が必要であるため、福祉事務所という機構が設けられたとされる。なお、町村については福祉事務所の設置を義務付けるまでの業務量が見込まれなかったため、福祉事務所は都道府県、市に設置義務を課し、町村は任意に設置できるものとされている⁷⁾。

また、福祉事務所は、専門技術性を有する社会福祉の第一線の現業機関であり、業務内容は福祉三法を中心とする多岐にわたり、創設時から、「社会福祉事業行政のセンター」と見做されていたほか、福祉三法以外の社会福祉に関する事務も、都道府県知事の権限に属するものは福祉事務所長に委任し、ここで包括的に他の社会福祉事業行政をも司ることが便宜であり、概ね望ましいとされていた⁸⁾。このため、福祉事務所はその発足時から、現在求められている分野横断的な相談支援を担うことが期待された存在であったと言える。

ただし、福祉事務所創設時には児童相談所が既に存在しており、児童福祉の現業機関として、専門性やサービスの公平性、措置の広域性や事務の効率性等から、相談・判定、一時保護及び措置の三機能を一体的に総合して実施する行政機関としての性格を付与されていたとされる⁹⁾。このため、児童福祉法の現業業務、特に要保護児童対策は、児童相談所と福祉事務所とで二元化された体制で担っていくこととされ、それらの具体的な役割分担は、児童相談所は高度に専門的な知識と技術を必要とするケースを取り扱い、福祉事務所はその他の一般軽易なケースを取り扱うこととされている¹⁰⁾。また、こうした二元体制の役割分担には一応の建前はあったものの、一貫した考え方があったわけではなく、曖昧なままの状態で経過し、社会福祉行政機構

の一つの問題として残されていたとされる¹¹⁾。このような二元体制は、現在に至るまで児童福祉分野がその他の福祉分野とは一定の独立性をもって体制整備がなされてきており、現在、子ども支援拠点と新たな中核機関が特に連結して議論されていない遠因となっているとも考えられる。

その後、1960年代前半に精神薄弱者福祉法（現知的障害者福祉法）、老人福祉法、母子福祉法（現母子及び父子並びに寡婦福祉法）が制定され、福祉事務所はそれらの事務も含めた福祉六法を所掌する機関となった。こうした体制の拡充に併せて、福祉事務所見直しの機運も高まり、1964（昭和39）年に、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的相談指導の強化を図るべく、福祉事務所の内部に家庭児童相談室を設置し、専門職員（家庭児童福祉主事や家庭相談員）を配置するなどにより、児童相談所との役割分担の一定の明確化などが図られている¹²⁾。

また、1971（昭和46）年には、福祉事務所を総合福祉センターとする方向性が厚生省や全国社会福祉協議会から提示されている。厚生省は同年「新福祉事務所運営指針」¹³⁾を発刊し、福祉事務所について「福祉に関する総合福祉センターとしての機能を十分発揮できるように、機構、職員を含めて、その体制を変えていく必要がある」とするなど、福祉事務所を総合的な相談支援機関とする方向性を打ち出している。一方で、全国社会福祉協議会においても「福祉事務所の将来はいかにあるべきか－昭和60年を目標とする福祉センター構想－」¹⁴⁾をとりまとめ、福祉事務所を福祉センターとして、人口10万人以上の市に設置義務を課し、それ以下の小さな市町村は一部事務組合を設立して福祉センターを設置することや、現在各種相談所が持っている相談や措置などの直接的業務は福祉センターに集中すること等の構想を示した。しかし、その後の高度経済成長から低成長へと移行する状況にあつて福祉事務所のあり方を根底から問い直す局面には向かわなかったこと¹⁵⁾、貧困問題が機械化、数量化、単純化される中でその本質が隠ぺいされかねないこと、経済給付とケースワークの分離は社会福祉主事の技術的枠組みへの矮小化を推進させること等による社会福祉関係者を中心とする反対世論があつたこと¹⁶⁾により、福祉事務所が総合相談支援機関に向けて大きく見直されることにはならなかったと指摘されている。

1990年代からは、福祉事務所を取り巻く外部環境が大きく変貌し、1989（平成元）年に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ゴールドプラン）が策定され、在宅介護の総合相談等を担う在宅介護支援センターを全国的に整備することとされたほか、1990（平成2）年に福祉関係八法の改正が行われ、老人福祉法及び身体障害者福祉法の援護事務が都道府県から市町村に移譲された。この結果、福祉事務所が設置されていない町村でもこれらの移譲された事務を行うことになり、福祉事務所と福祉分野での現業業務が必ずしも連動しない状況が生じることになった。

さらに、1997（平成9）年の介護保険法の制定や、2000（平成12）年に成立した社会福祉事業法等の改正による支援費制度導入により、高齢者福祉や障害者福祉のサービス利用は措置制度と利用契約に基づくものに分かれることになった。これらは、福祉事務所の業務に大きな影響を与えたが、社会福祉基礎構造改革の中でも、福祉事務所の在り方が本質的に見直されることはなく、現在に至っている。

以上概観したとおり、福祉事務所はその創設の当初から総合的な相談支援機関としての役割が期待され、その後老人福祉法の制定等の福祉制度の充実に併せて、福祉事務所を総合福祉センターとすることが目指されるような時期も経てきている。当時のセンター構想は、現在議論されている包括的な相談支援機関の原型とも言えるものであり大いに参考になるものであるが、諸状況により実現には至らず、その後の大きな環境変化を経ても、福祉事務所は大幅な見直しが行われないうまま、次に述べるさらなる環境変化の時代を迎えている。

2 包括的相談支援体制構築に向けた各福祉分野における近年の動向

(1) 高齢者福祉、障害者福祉分野

高齢者福祉分野では、ゴールドプランに基づく在宅介護支援センターの整備や介護保険法制定に伴う居宅介護支援事業の創設により、福祉事務所の外部に民間機関も活用しながら、相談支援を担う拠点整備が進められてきた。さらに、2005（平成17）年の介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括ケア体制を支える地域の中核機関として新たに地域包括支援センターが創設された。このように、高齢者福祉分野では、他の福祉分野に先行して、福祉事務所の外部で、市町村域よりも身近な地域を担当区域とし、特に福祉・保健医療の連携を念頭に置いた包括的相談支援を担う機関が整備されてきたと言える。

障害者（児）福祉分野においても、高齢者福祉の動向を参考にしつつ、サービス利用計画の策定等を行う指定特定相談支援事業者や基幹相談支援センターの創設など、高齢者福祉分野と同様、福祉事務所の外部での包括的相談支援を担う機関が整備されてきている。

(2) 生活困窮者分野

第二のセーフティネットとして生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化するため、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して包括的な相談支援を行うこと等を内容とする生活困窮者自立支援法が2013（平成25）年に制定されている。生活困窮者自立支援制度は、「生活保護制度との一体的・連続的な制度運用という観点からは、生活保護制度の実施主体であり、同制度の運用を通じて、既に生活困窮者支援経験やノウハウを持つ地方自治体が主たる実施主体となることが適当」¹⁷⁾との考え方から、福祉事務所設置自治体の実施主体となっている。

福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業実施のために自立相談支援機関を置くことになるが、その対象圏域は、標準的には、1福祉事務所設置自治体につき1つの拠点を置くことが想定されている¹⁸⁾。実態としても、機関数は全国で1,345箇所（平成27年度）であり、概ね1福祉事務所設置自治体が1カ所設置しているケースが多く、ある程度広域的な設置状況となっており¹⁹⁾、自立相談支援機関は基本的に市町村単位での中核機関の位置付けとなっている。

自立相談支援機関の対象圏域は福祉事務所とはほぼ差異がなく、その機能も金銭給付や公権力行使等を除き類似しているにもかかわらず、自立相談支援機関は福祉事務所とは別の位置付けのものとされている。生活保護との一体的・連続的な運用の観点からは、福祉事務所が自立相談支援機関を担うことが自然であるが、この点について、生活困窮者自立支援制度創設の議論が行われた社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会（以下「生活困

窮者特別部会」という。)での経過を確認することとしたい。

厚生労働省は、第8回生活困窮者特別部会で、経済的困窮者に対する総合的な支援拠点は福祉事務所が担っているが、ケースワーカーの負担が重く、生活保護脱却後の定着支援が十分に対応できていないとの問題点を指摘した上、生活困窮者への総合相談、包括的・継続的相談支援を行うために総合的な相談支援センターの設置を検討してはどうかと提案している²⁰⁾。その際に地方自治体での様々な相談支援体制構築の取組も紹介されている²¹⁾が、特に福祉事務所を中核とするようなものではなく、また、厚生労働省提出資料の他の部分にも福祉事務所を活用することを念頭に置いた文言はない。このため、当初から、ケースワーカーの負担の現状等に鑑み、福祉事務所そのものを総合的な相談支援センターに見直すことは想定していなかったと思われる。その後の生活困窮者特別部会でも、一部委員からは、センターへの相談事業の業務委託により、福祉事務所が保護決定等の事務処理のみ行うことになり、ケースワーク業務の機会が減ることで機能の低下が一層進むため、福祉事務所の専門性強化等も一体で行うべきとの意見は出されている²²⁾が、福祉事務所の業務として自立相談支援事業を位置付けるべきとの議論は行われていない。

その背景としては、福祉事務所に自立相談支援機関としての業務を付加する場合、その人員体制等の実状から業務の民間委託も認めていくことが必要である一方、民間委託を進めることにも福祉事務所の質の低下への懸念等からの慎重な意見があったこと、さらには、地域の実情に応じた分権的・創造的な体制構築を進めるとの基本的考え方²³⁾により、福祉事務所への一律の業務の付加も難しかったことがあったものと考えられ、その結果、福祉事務所の業務として自立相談支援事業を位置付けるまでには至らなかったものと思われる。その後、福祉事務所との関係では、厚生労働省通知²⁴⁾により、福祉事務所と自立相談支援機関の緊密な連携を要請すること、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の事業について、同一の事業者が受託する場合一貫した効果的な支援を行うことができるとし、これを推奨するとどまっている。

生活困窮者自立支援制度については、2016（平成28）年10月以降、生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会や同検討会での論点整理を経て社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において見直しに向けた議論が行われているが、2017（平成29）年8月下旬時点では、自立相談支援機関の位置づけを大幅に見直すことは論点とはされていない。

（3）児童福祉分野

児童福祉分野では、要保護児童対策は児童相談所を中心に支援が行われてきた一方で、子育て支援は従来から市町村を中心として実施されている。柏女²⁵⁾によれば、子ども家庭福祉基礎構造は、社会的養護は都道府県に、保育・子育て支援・児童健全育成は市町村に、実施主体が二元化された、都道府県中心・措置中心システムと市町村中心・契約中心システムとの併存システムであったとされる。なお、近年は、特に要保護児童対策について市町村の役割を強化し、子ども支援拠点の創設など市町村に実施体制を集約することで、こうした分断された状況を解消する動きが生じている。

2004（平成16）年に成立した児童福祉法等の改正法により、子どもと家庭に関する相談は

基本的に身近な市町村で一義的に受け止め、高い専門性や一時保護等の行政権限の発動を要する事例は児童相談所中心に対応するよう、児童福祉の実施体制の見直しが行われた。その議論が行われた社会保障審議会児童部会では、特に福祉事務所がこうした市町村の役割を担う機関とは位置付けられておらず、どの機関を中核とするのかは地域の実情に応じて柔軟に対応されることが適当とされた²⁶⁾。

その後、2016（平成28）年の児童福祉法等の改正により市町村の役割はさらに強化され、同改正では、市町村の児童・妊産婦の福祉に関する支援拠点（子ども支援拠点）の整備の努力義務化、要保護児童対策調整機関への専門職配置の義務化、特別区も児童相談所を設置可能とすること、子育て世代包括支援センターの法定化など市町村の体制強化等のための措置を講じることとされた。

子ども支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援業務全般を行い、包括的・継続的支援に努めるものとされている²⁷⁾が、2016（平成28）年の法改正では子ども支援拠点、要保護児童対策調整機関、子育て世代包括支援センターといったそれぞれ相談支援機能を有する機関がいくつも法定化・強化されており市町村の相談支援拠点が複数併存している。厚生労働省は運用上、これらを子ども支援拠点に集約するよう促しており、子ども支援拠点が要保護児童対策調整機関を担うことや、同一の機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い一体的に支援を実施することが求められるとしているほか、福祉事務所内に設けられる家庭児童相談室について、支援拠点は既存の家庭児童相談室の機能を包含することにもなるため、家庭児童相談室の機能を核として支援拠点の機能を拡充することも想定されるとする。²⁸⁾

これは、児童福祉を巡る社会的養護、子育て支援、母子保健について子ども支援拠点を結節点として統合しようとする動きであり、さらに福祉事務所がその中核となりうる可能性も示唆している。しかし、新たな包括的相談支援体制との関係性は明確なものとはなっていない。

（４）分野横断での地域共生社会実現に向けた取組

福祉ビジョンで示された包括的相談支援システムの構築に向けて厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置された。この実現本部での議論に資するため、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」（以下「地域力強化検討会」という。）で市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方等について議論が行われ、2016（平成28）年12月に「中間とりまとめ」²⁹⁾が、翌年8月に「最終とりまとめ」³⁰⁾が公表されている。

「中間とりまとめ」では、福祉ビジョンよりも具体的に新たな包括的相談支援体制のあり方を示しているが、そこでは、住民に身近な圏域の中で課題をとりあえず「丸ごと」受け止める機能を設けることが必要であり、地域包括支援センターを活用して丸ごと受け止める場としての機能を果たしていくことが期待されるとする。さらに、こうした「丸ごと」の相談を受け止める場は適切な機関に事例をつなぐほか、複合的な課題は市町村を基本に多機関協働による包括的な相談支援体制の中で対応すべきとし、その協働の中核の役割を担う機能が必要であると。また、この中核の役割は、典型的には自立相談支援機関が担うことが念頭に置かれてい

るとともに、その役割を担う機関には「相談支援包括化推進員」を配置し対応すべきことも示されている。これらは、まず身近な圏域で地域包括支援センター等の相談支援機関によりニーズを把握し、複合的な課題を抱える事例は市町村域での自立相談支援機関等の中核機関により対応するという二層構造を基本的な姿として示したものであると考える。

「最終とりまとめ」でも同様の方向性が示されているが、中核機関や「丸ごと」受け止める場について、自立相談支援機関や地域包括支援センターのほか多様な機関も選択肢としてより明確化され、これらは地域に応じて設置していくべきとされている。このため、「中間とりまとめ」と比べて、より幅広い対応を念頭に置いた記述となっている。また、協議の場等が複数存在するため、市町村ごとに必要性や役割機能を再構築していくべきことにも言及されている。

一方で、地域力強化検討会では、ある意味福祉事務所機能の外部委託が進められてきた一方、行政内部は縦割りとなっており困窮の実態にそぐわない状況になっていることや、行政の中をどう包括するのかという課題がある旨の指摘等はなされている³¹⁾が、新たな中核機関と福祉事務所や子ども支援拠点との関係について特段議論が行われた形跡はない。

IV 新たな包括的相談支援体制の構築に向けた課題及び今後の方向性

1 現状での課題

Ⅲで述べたように、福祉事務所はそもそも総合的相談支援の役割が期待されている機関であったが、その外部に様々な包括的相談支援の中核機関が創設されてきている。特に市町村域を基本的な対象圏域とする中核機関を整理し、比較すると表1のとおりである。表1の中核機関の業務等には相当の類似性、親和性が見られ、特に、自立相談支援機関は福祉事務所と設置自治体と同じであり機能も類似しているほか、子ども支援拠点も、子どもとその家庭や妊産婦等についての包括的相談支援体制の中核を担う位置づけであり、新たな中核機関との業務の重複がみられる。

このように類似の機関がいくつも並存する場合、人的資源等の効率的な活用が阻害されることや、複合的な課題を抱える事例をどの中核機関が担当するのが曖昧となること、事例の蓄積を通じた専門性の向上が十分に期待されないことといった問題が生じるおそれがある。また、これらの中核機関は、それぞれ関係機関との連絡調整のための協議の場を設けることになるが、各種協議会への出席等による協議疲れが生じているという問題³²⁾もある。このため、こうした複数の中核機関の関係性を整理し、それらを集約することが現時点での課題であると考えられる。

なお、これらはいずれも自治体がその実施主体であるが、自立相談支援機関や子ども支援拠点、新たな中核機関は「機能」としての位置づけであり、それぞれ独自の組織が必要とされるものではない。このため、制度的に複数の中核機関が存在するとしても、地方自治体の運用として1つの機関に集約することができるため、特段問題ないとの意見もあり得る。

しかし、現時点では、表1のうち福祉事務所の相談支援機能について、丸ごと外部に委託し又は廃止することまで容認されるかどうかは特に整理されていない。このため、福祉事務所以外の機関に機能を集約する場合には、福祉事務所の相談支援機能を他に丸ごと委託し又は廃止することは困難であるため、福祉事務所とそれ以外の中核機関という類似の2つの機関の併存

表1 各分野の包括的相談支援体制における中核機能の比較

	福祉事務所	自立相談支援機関	市区町村子ども家庭総合支援拠点	協働の中核を担う役割を担う機能(「地域共生社会」の実現関係)
設置根拠	社会福祉法	通知(「自立相談支援事業実施要領」) ※ 自立相談支援事業自体は生活困窮者自立支援法	児童福祉法	法的整備は今後検討 ※ 地域力強化検討会「中間とりまとめ」、モデル事業の実施要領を基に以下記述
業務内容	生活保護の決定・実施(生活保護法)、児童・妊産婦やひとり親家庭、高齢者、身体障害者、知的障害者の実情把握、相談対応、指導、老人・障害者福祉施設への入所措置など(児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法) ※ 市町村が設置する場合	生活困窮者に対する相談対応、情報提供・助言、支援計画の作成、各種支援の一体的・計画的実施	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とする実況把握・相談対応等の支援、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に対する相談・通告の受付、調査、支援計画の策定、支援・指導、関係機関との連絡調整等	複合的課題を抱える本人等からの聞き取り等による課題の把握、プランの作成、ネットワークの構築、会議の開催、新たな社会資源の創出等(モデル事業)
設置・実施主体、外部委託の可否	都道府県、市。町村は任意に設置	都道府県、市、福祉事務所を設置する町村。自治体が直接行うこととされる事務(支援決定等)を除き、全部又は一部委託可	市町村。一部委託可	基本的に市町村を基礎(地域の実情に応じて柔軟に実施)。都道府県が主体となることや、全部又は一部を委託可(モデル事業)
対象圏域	市設置の場合、市域に1カ所設置が多い(都道府県・指定都市・特別区はかつて人口10万人に1カ所設置との規程が存在)	1福祉事務所設置自治体に1カ所設置が多い	市町村の区域を基本	市町村の区域を基本(モデル事業)
配置される主な専門職員	査察指導員、現業員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事(任意に身体障害者福祉司、知的障害者福祉司を設置) ※ 現業従事には社会福祉主事資格が要件。市町村が設置する場合	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の配置を基本 ※ 厚労省の実施する養成研修修了以外特段の資格要件はない	子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員の配置を原則 ※それぞれ社会福祉士、保健師、保育士等の一定の専門資格等が要件	相談支援包括化推進員 ※社会福祉士等の資格取得者、相談支援機関での実務経験者など適当と認められた者(モデル事業)
協議の場	連絡協議会(新福祉事務所運営協議)	支援調整会議	要保護児童対策地域協議会	相談支援包括化推進会議(モデル事業)

(注) 関係法令、通知等を基に筆者作成

が避けられない状況となる。このため、新たな包括的相談支援体制における福祉事務所の取扱いを制度的に検討することが必要となる。

また、これら複数の中核機関に関係する制度については、例えば、生活困窮者自立支援制度の支援調整会議や新たな包括的相談支援体制での相談支援包括化推進会議には、要保護児童対策地域協議会と同様の関係機関へ情報提供を求めることを可能とする根拠規定や構成員の守秘義務規定が法令上存在しない³³⁾など、制度間の整合性を確保する必要が存在している。

こうしたことから、複数の中核機関の集約といった課題については、その解決を地方自治体の運用に委ねるのみならず、制度的な環境整備を図ることが必要である。

2 今後の方向性

(1) 中核機関を集約した場合の基本的な形

既述のとおり、複数の中核機関の関係性を整理しなければ、人的資源等の効率的な活用や事例対応等の問題が生じるおそれがあるため、中核機関を1つの機関に集約することが求められる。

その具体的なあり方は、新たな中核機関はもっとも幅広く分野を横断するものと想定されているため、その下に、自立相談支援機関や子ども支援拠点の機能を集約することが適当である。その際には、既存又は新規の相談窓口での総合相談窓口の設置・集約や、関係機関による協議の場について、既存の会議体の活用や会議の合同開催により重複を排除すること等のほか、複数の中核機能を統括管理する機能・組織を設けることが考えられる。

なお、自立相談支援機関や子ども支援拠点は自治体が実施主体であるが、柔軟に外部の民間団体に業務を委託することが認められている³⁴⁾。このため、中核機関を集約するにしても、引き続きこれらの機能については外部の民間団体への委託を認めることが適切であり、その場合には、集約後の新たな中核機関は外部機関で担う自立相談支援機関や子ども支援拠点の中核機能を統括管理する位置づけになると考える（委託の関係は(2)の①・②でも言及）。

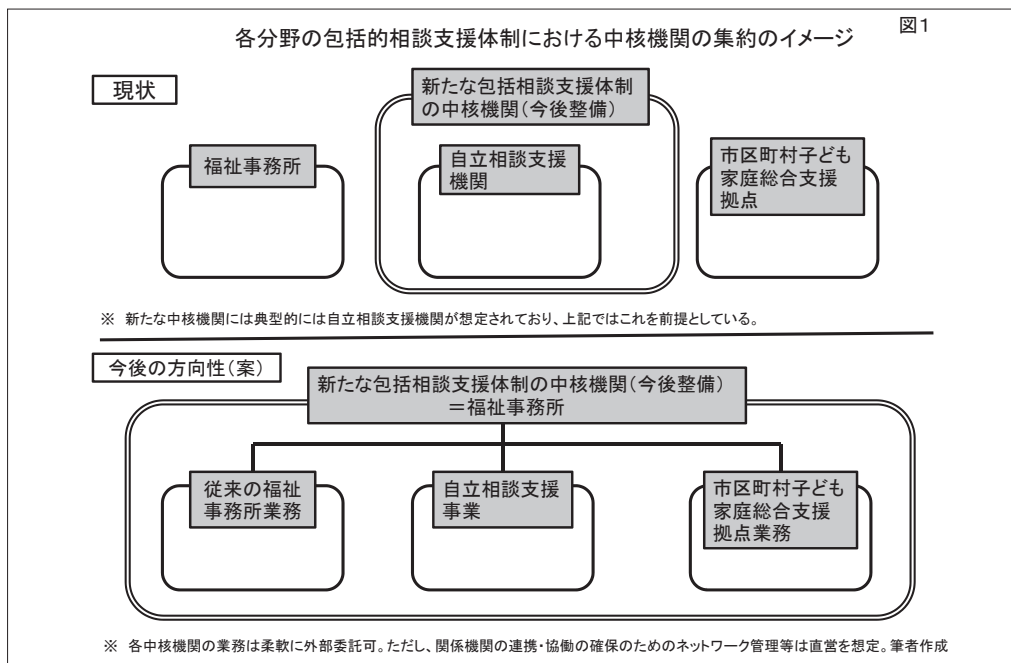
(2) 福祉事務所への中核機関の集約

(1)に沿って中核機関を集約するにしても、どの組織がこうした役割を担うのか整理する必要があるが、次の2つの理由から、福祉事務所が担うことが適当と考える（集約後のイメージは図1）。なお、従来と同様の組織・運用のままこうした役割を担うのではなく、福祉事務所自体もあり方を見直す必要があると考えられるが、その点は後述する。

① 行政機関が直接に関係機関の連携・協働を確保する機能を担う重要性

これまででも、各種の包括的相談支援体制の中核機関は、民間への委託を可能としつつも実施主体は地方自治体とされ、新たな中核機関も実施主体を地方自治体とする前提で検討されている。このため、集約後の新たな中核機関の実施主体を自治体にすることに特段異論はないと考えられるが、問題はそうした集約された中核機関の機能をすべて民間機関に委託することの是非にある。

Ⅱの包括的相談支援の機能のうち相談受付等を民間に委託することはあり得るものの、関係機関との連携・協働を図るための機能、特に協議会等のネットワークの管理機能は、効率的・



効果的な関係機関等の連携が包括的相談支援体制の成否に大きく影響すること、また、自治体が政策立案に必要な現場の情報等を確保しておく必要に鑑み、行政機関が直接担うことが適切である。

様々に専門分化したサービスを効率的・効果的に利用者に提供していくため、武川³⁵⁾は、公共部門の役割は、コーディネーター(調整者)、イネイプラー(条件整備者)、プロバイダー(供給者)としての3つに要約できるとしているが、このうちコーディネーターの役割の背景として、行政が第三者性を有していることを挙げている。表1の福祉事務所以外のどのの中核機関として取り扱う事例にしても多くの団体・機関が関わるのが想定され、特にそれらの中核機関を集約する場合、こうした第三者性・中立性がより強く要請されると考えられる。

また、自立相談支援機関、子ども支援拠点、新たな中核機関のどのの中核機関が取り扱う事例であっても、一般的な相談事例と比べて、課題が複雑化・複合化していることが想定される。「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」³⁶⁾では、2017(平成29)年4月から新たに、関係機関等の協議に時間を要して適時適切に支援、保護等を行えない事態を回避するため、協議が調わない場合に、中核機関は必要に応じて参加する1つの機関を主たる支援機関として指定するとされた。課題の複雑化・複合化した事例には、こうした一種の調整権限を発動する必要があると考えると、一層中立性を有する行政機関が中核機関となることが強く求められる。ちなみに、要保護児童対策調整機関については、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等のうちから指定するとされ、民間機関も制度上調整機関に指定されることはあり得るが、厚生労働省の調査では、2016(平成28)年4月1日現在、ほぼすべての設置自治体で児童福祉主管課等の行政機関が調整機関とされている実態がある³⁷⁾。

さらには、中核機関の取り扱う事例については、生活保護等での金銭給付、緊急の場合の一時保護など行政権限の発動が求められる事例が、一般的な相談事例より多いことも想定される。このような行政権限の発動が求められる事例は、生命・身体の安全に直結し得るため行政権限の行使等が円滑かつ速やかになされる必要がある。こうした事例も想定すると、なおのこと、行政機関が集約された中核機関の役割、特に関係機関の連携・協働を図る機能を担うことが必要と考えられる。

② 「福祉事務所」という資源の活用

行政機関が集約後の新たな中核機関の役割、そのうち少なくとも関係機関の連携・協働の確保のための機能を直接担うとすれば、それに見合う人員や専門性等を有する部署又は行政機関が求められるが、この集約後の中核機関の受け皿としては福祉事務所を活用することが適当と考える。

現状では、福祉事務所は全てが十分な専門性等を有しているとは限らない³⁸⁾が、幅広い事務を所掌する組織体制を有し、これまで活動してきた実績からは、受け皿としての基礎的能力・適性があると言える。

また、自立相談支援機関は福祉事務所と設置自治体が同じであり機能も類似しているほか、自立相談支援機関と福祉事務所の支援の一貫性が課題として指摘され³⁹⁾、既述のとおり、子ども支援拠点についても福祉事務所の家庭児童相談室を中核とすることも想定されている。また、新たな中核機関の役割を担う機関は、これまでの議論では典型的には自立相談支援機関が想定されており、福祉事務所との親和性を有することになる。このように、表1の中核機関には福祉事務所との重なり・親和性が強くあるため、福祉事務所にこれらの中核機関を集約することがもっとも自然である。実態としても、自立相談支援機関は、福祉事務所直営で実施している自治体が36.1%、福祉事務所が生活困窮者自立支援制度所管課であり委託で実施している自治体が48.4%となっており⁴⁰⁾、子ども支援拠点の役割とされる要保護児童対策調整機関も、福祉事務所の家庭児童相談室が担っている割合は5.5%となっている⁴¹⁾。

さらには、新たな中核機関については、包括支援包括化推進員の配置にとどまらず、地域力強化検討会の「最終とりまとめ」では、各種専門機関等による支援チームで対応する必要性が指摘されている⁴²⁾が、福祉事務所はスーパーバイザーの下で現業員が業務を行う⁴³⁾等の組織体制を有しており、新たな中核機関内部での組織的な対応という観点からその知見を活用できるとの利点がある。

なお、組織の在り方については、地方分権改革との関係も留意しておくべきである。自立相談支援機関や子ども支援拠点は、法律上組織ではなく機能であるが、これは、必置規制の廃止等がされる中、地方自治体に新たな組織の設置を義務付けることは難しいことも背景にある⁴⁴⁾と考えられる。今後、地方自治体に一定の組織の設置を求める場合、地方分権改革の取組も考慮すれば、既に組織として存在する福祉事務所の有効活用は重要である。

(3) 福祉事務所の体制・業務のあり方の見直し

① 福祉事務所の体制・業務のあり方の見直し

福祉事務所は、Ⅲの1のとおり、福祉サービスや相談支援の担い手の多元化に伴い、外部

機関との連携・調整の機能強化や外部委託が特に進められてきたような経過はないが、今後集約後の中核機関の役割を担う場合、そうした機能の強化や外部委託の活用等の統括管理機能の向上に向けて、専門職の配置等の体制や業務のあり方を見直す必要がある。

福祉事務所は、社会福祉法で定める現業員の社会福祉主事資格要件さえ十分満たされておらず、ケースワーカーの人員数も同法で定める標準定数より下回っている自治体がある⁴⁵⁾ため、質・量両面で、現行の体制で単純に集約後の中核機関の役割を付加することは難しいという状況がある。また、地域の実情に応じた自治体の取組を阻害しないことも考慮すると、福祉事務所への中核機関の集約に当たっては、外部委託等により、地域の様々な行政機関や民間団体との柔軟な連携・役割分担を可能にすることが必要である。

このような中、福祉事務所の主要な業務である生活保護業務についてもあり方を見直す必要があると考えられる。これまで、厚生労働省は、生活保護業務について、保護の決定・実施にかかわる事務は法の規定上民間への外部委託は困難であるものの、相談・助言については外部委託も可能であるとし、自立支援プログラム導入の際も外部委託を推奨しているとされるが⁴⁶⁾、福祉事務所が新たな役割を果たすことに伴う業務の増加を踏まえると、生活保護業務について外部委託のさらなる積極的活用が検討されるべきと考える。

ただし、生活保護業務については、過去金銭給付とケースワーク業務（相談支援業務）の「分離論」、「一体論」が議論されてきているが、「分離論」は生活保護による金銭給付の社会手当化につながり得るものでもあり、また、その場合には福祉事務所の給付管理事務所化のおそれも指摘されている⁴⁷⁾。これらの点は慎重に検討される必要があるが、後者については、少なくとも、福祉事務所が包括的相談支援体制の結節点として重要な機能を担う場合には、現場の実態から乖離するおそれは多少なりとも低下すると考えられる。加えて、既に生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の相談支援は福祉事務所の外部機関が担い、住居確保給付金の支給等の支援決定は自治体で行う⁴⁸⁾との「分離論」に近い運用実態が先行していることも考慮すべきである。

なお、2の（2）で述べたように、自立相談支援機関創設時の議論では、生活保護業務の民間委託の推進は福祉事務所の質の低下につながる懸念があり、これが福祉事務所の業務として自立相談支援事業を位置付けることを躊躇させた一因と考えられる。そもそも自立相談支援事業は生活保護との連続性があるため、自立相談支援機関の創設自体、本来福祉事務所の所掌であるはずの業務の外部委託を可能とする手法であったと見ることもできる。生活保護業務の外部委託がより活用されるのであれば、自立相談支援事業を福祉事務所の業務と独立に位置付ける必要性は、一層低下すると思われる。

② 身近な圏域で「丸ごと」の相談支援を担う機関の位置づけの明確化

地域力強化検討会の「最終とりまとめ」では、新たな包括的相談支援体制の中では、住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場について、地域包括支援センターや相談支援事業所、地域子育て支援拠点などのうち地域の実情に応じて適切に設置するとともに、どこがその機能を担うのか等を地域住民等に広く明確に周知するとされた。「丸ごと」の相談機能を担う地域の機関は、その位置づけの明確化や確実な財源措置、また、バックアップ機能を適切に

位置づける観点から、これを①の対応と併せて、福祉事務所の支所（ブランチ）と位置付けることが適切と考えられる。

4 福祉事務所を活用する場合の課題

3のように福祉事務所を活用していく場合には、専門性の確保や関係機関との連携強化のための組織の見直しなど様々な課題があり十分な検討が必要であるが、次の課題についても言及しておきたい。

（1）町村部の対応

町村には福祉事務所の設置義務はなく、これを任意に設置できるとされているが、新たな包括的相談支援体制は市町村を基礎に構築することとされているため、福祉事務所をその中核に位置付ける場合、福祉事務所の設置主体について改めて検討することが必要である。地域力強化検討会の「中間とりまとめ」では、自立相談支援機関が新たな中核機関の役割を担うことを想定して、自立相談支援機関が設置されていない自治体、すなわち町村部については、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の進展を注視しつつ、全国展開を検討すべきとしている。しかし、3のように福祉事務所を活用する場合、町村部においても各種の中核機関の並存を解消し、人的資源の有効活用や円滑な事例対応等を図るとともに、生活保護・生活困窮者自立支援制度について、より一層住民の実情に応じた支援を迅速に行う観点から、町村にも福祉事務所の設置義務を課し、生活保護等も含めて町村を実施主体とすることも検討課題になると考えられる。

（2）児童相談所との関係の整理

新たな包括的な相談支援体制は市町村を基礎に整備される方向性であるが、児童相談所で担当する児童虐待事例では、多様な問題が複合化した事例が多くみられることもあり⁴⁹⁾、これまでも残されてきた課題である児童相談所と福祉事務所・市町村との関係についても、新たな包括的相談支援体制の中で整理することが求められる。

その対応としては、今後児童相談所機能を市町村やその設置する福祉事務所で担わせることも考えられるが、2016（平成28）年の児童福祉法改正に至るまでの児童相談所と市町村の役割分担の議論や児童相談所の現在の業務量⁵⁰⁾を踏まえれば、当面は、現行どおり児童相談所は存続することになると思われる。

（3）保健医療分野との連携

高齢者福祉分野における地域包括ケアシステムの構築や、児童福祉分野における子育て世代包括支援センターの創設等の母子保健との連携など、各福祉分野では保健医療分野との連携に向けた施策が進められており、福祉事務所が新たな役割を担う場合にも、保健医療分野との連携強化に向けた見直しが求められる。

その場合、福祉事務所への医療関係職の配置や市町村保健センター等との関係を検討する必要があると考えるが、厚生労働省の「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」⁵¹⁾では、2020（平成32）年までを目処として、市町村における福祉関係部局の横断的・包括的体制のあり方や市町村保健センター、保健所など保健福祉分野の行政機能のあり方と役割分担を幅広く

検討するとされており、その動向が注目される。

V 結論

新たな中核機関や、福祉事務所、自立相談支援機関、子ども支援拠点という類似の機能を有する中核機関の並存を解消し、人的資源の有効活用等を図るためには、福祉事務所の下でこれらの機関を集約するとともに、福祉事務所の組織・業務について、サービスや相談支援の担い手の多元化を踏まえ、中核機関としての見直しを行うことが望まれる。

福祉サービスの利用が主に契約に基づくものとなり、福祉事務所の外部で各種の相談支援機関が創設されるなど大きな環境変化が生じてきた中、福祉事務所のあり方が大きく見直された経過はないが、新たな包括的相談支援体制の構築は、改めて福祉事務所の見直しを図る好機であると考えられる。

集約後の中核機関の受け皿として福祉事務所を位置付ける場合、その専門性の確保等様々な課題があるため十分な検討が必要であるほか、福祉事務所が給付事務のみに収斂する「給付」事務所化への懸念⁵²⁾も想定されるが、効率的な体制の確保や地域の外部資源との連携・協働に着目し、福祉事務所の変革も含めた幅広い議論が行われることを期待したい。

引用文献・注

- 1) 厚生労働省新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム（2015年9月17日）「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」
地域力検討会（2016年12月26日）「地域力強化検討会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～」
地域力強化検討会（2017年9月12日）「地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」
「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）による改正後の社会福祉法第106条の3
本稿では「中核機関」を多機関協働の中核の役割を担う機関の意で用いている。なお、上記「中間とりまとめ」や「最終とりまとめ」では、自立相談支援機関が市町村域での新たな中核機関を担い得るものとして強く意識されている。
- 2) 前掲1の中間とりまとめ
- 3) 厚生労働省「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- 4) 前掲1のビジョン
- 5) 相談応需だけでなく関係機関との連携も担ってきた。例えば、厚生省社会局庶務課監修（1971年）新福祉事務所運営指針。全国社会福祉協議会，78-80
- 6) 木村忠二郎（1951）社会福祉事業法の解説。時事通信社，68-73

- 7) 前掲 6, 70-73
- 8) 前掲 6, 81, 123
- 9) 林茂男 (1997) 「児童家庭福祉の歩み 児童相談所・福祉事務所における児童福祉行政 50 年の足跡と今後の課題～児童福祉法改正を巡って～」. 月刊福祉 80 (10), 84 - 89
- 10) 児童福祉法規研究会編 (1999) 最新児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法 解説. 時事通信社, 75-76
- 11) 前掲 9
- 12) 厚生省「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和 39 年 4 月 22 日発児第 92 号厚生事務次官通達), 厚生省「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和 39 年 4 月 22 日発児第 360 号厚生省児童局長通知)
- 13) 前掲 5
- 14) 全国社会福祉協議会社会福祉事業法改正研究作業委員会 (1971 年 5 月 20 日) 「福祉事務所の将来はいかにあるべきか－昭和 60 年を目標とする福祉センター構想－」
- 15) 岡部卓 (2008) 「福祉事務所のゆくえ－成立・展開・変容－」. 社会福祉研究第 101 号, 22-31.
- 16) 小野哲郎 (2000) 「生活保護制度の機能的分離・解体問題について－前提的な基盤整備を欠いた地方分権を問う－」 季刊公的扶助研究 177, 23-35.
- 17) 生活困窮者特別部会 (2013 年 1 月 25 日) 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書
- 18) 一般社団法人北海道総合研究調査会 (2014 年 3 月) 生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き, 27
- 19) 厚生労働省 (2017 年 6 月 8 日) 資料 1 「自立相談支援の在り方について」(第 2 回社会保障審議会生活困窮者支援及び生活保護部会資料 / 引用日 2017 年 11 月 15 日), 15
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000167334.pdf
- 20) 厚生労働省 (2012 年 9 月 28 日) 資料 1 「「生活支援戦略」に関する主な論点 (案)」(第 8 回生活困窮者特別部会 / 引用日 2017 年 11 月 15 日), 5
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002kvtw-att/2r9852000002kvvd.pdf>
- 21) 前掲 20,7
- 22) 厚生労働省 (2012 年 10 月 17 日) 資料 6 藤田委員提出資料 (第 9 回生活困窮者特別部会 / 引用日 2017 年 11 月 15 日)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002m5se-att/2r9852000002m5uy.pdf>
- 23) 前掲 17, 7
- 24) 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」(平成 27 年 3 月 27 日社援保発 0327 第 1 号等厚生労働省社会・援護局保護課長等通知)
- 25) 柏女霊峰 (2011) 子ども家庭福祉・保育の幕開け－緊急提言平成期の改革はどうあるべきか誠信書房, 8-9

- 26) 社会保障審議会児童部会（2003年11月）報告書「児童虐待への対応など要保護児童及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」
- 27) 前掲3
- 28) 前掲3, 5(2)
- 29) 前掲1の中間とりまとめ
- 30) 前掲1の最終とりまとめ
- 31) 2016年11月2日第3回地域力強化検討会議事録 菊本委員、櫛部委員の発言（引用日2017年11月15日）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000147334.html>
- 32) 2016年10月4日第1回地域力強化検討会議事録 永田委員発言（引用日2017年11月15日）<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000147214.html>
前掲1の最終とりまとめ,18
- 33) 前掲19, 24。新たな中核機関については今後法整備が検討されるものと見込まれる。
- 34) 厚生労働省「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日社援発0727第2号社会・援護局長通知）
前掲3
- 35) 武川正吾（2006）地域福祉の主流化. 法律文化社,162-164
- 36) 厚生労働省「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成17年2月25日雇児発第0225001号雇用均等・児童家庭局長通知）
- 37) 厚生労働省「要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査結果の概要」。（引用日：2017年8月21日）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000163891.pdf>.
- 38) 厚生労働省「平成28年福祉事務所人員体制調査について」（引用日2017年11月15日）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/125-1-01.pdf>
- 39) 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(平成29年3月17日)「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」
- 40) 前掲19, 15
- 41) 前掲37。なお、この割合のみで福祉事務所と子ども支援拠点の親和性がある証左とすることは難しいものの、少なくとも福祉事務所が同拠点を担うことのできる可能性は示唆している。
- 42) 前掲1の最終とりまとめ, 18
- 43) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条において現業事務の指導監督を行う所員を置くこととされている。
- 44) いわゆる地方分権一括法（平成11年法律第87号）により福祉事務所等の必置規制の見直しが行われた経過があるほか、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）では現在も必置規制の見直しが提案募集の対象で

ある。

- 45) 前掲 38
厚生労働省（2013年10月4日）資料2中「都道府県別ケースワーカーの充足状況（平成24年4月現在）」（第14回社会保障審議会生活保護基準部会資料）
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000025830.pdf
- 46) 牧園清子（2013）「生活保護と民間委託」. 松山大学論集 25（2）,149-176
- 47) 前掲 47
- 48) 前掲 34 の自立相談支援事業に係る通知, 別添 1 の 4（2）オ
- 49) 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」, 7-9等（引用日2017年11月15日）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/130823-01c.pdf
- 50) 厚生労働省（2017年8月17日）「平成28年度児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」（引用日2017年11月15日）
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000174478.pdf>
- 51) 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（2017年2月7日）「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」
- 52) 平野方紹（2017）「社会福祉政策の動向と自治体福祉行政・福祉事務所の「行く末」～児童福祉法改正等の福祉的読み方」季刊公的扶助研究 245, 3-8.